

「出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する件」の概要

出入国在留管理庁

第 1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 56 号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、出入国管理及び難民認定法施行令について所要の規定の整備を行うもの。

第 2 改正の概要

改正法による出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の一部改正により、補完的保護対象者の認定制度が設けられることに伴い、出入国管理及び難民認定法施行令（平成 10 年政令第 178 号）第 10 条を改正し、補完的保護対象者の認定に関する法務大臣の権限の一部について、難民の認定に関する法務大臣の権限規定に準じて、法務大臣が自ら権限を行使することを可能としつつ、出入国在留管理庁長官に委任することとする。

第 3 今後の予定

施行日：令和 5 年 12 月上旬